

## 入善町元気な商店街再生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入善町の中心市街地において商店街の魅力向上につながる店舗等の新築・増築等を支援し、商店の減少を食い止めるとともに、「まちなか」の賑わいを創出することにより、もって元気な商店街を再生するため、入善町補助金等交付規則（昭和35年入善町規則第2号）に定めるもののほか、入善町元気な商店街再生事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心区域 入善町中心市街地活性化基本計画（平成12年3月策定）において「中心市街地活性化区域」として指定した区域をいう。
- (2) 店舗等 従業員10人未満で商業等を営む店舗又は事務所をいう。
- (3) 商業等 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの。）に定める大分類のうち、別表に定める業種をいう。
- (4) 事業者 中心区域で店舗等を構え、商業等を営んでいる者
- (5) 後継者 事業者の事業を無償・有償を問わず承継した親族、従業員等の第三者、又はM&Aによって事業を承継した者で、事業承継した日から1年以内の者をいう。

(交付対象者)

第3条 町長は、次に掲げる要件の全てに該当する事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 中心区域の事業者であること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 商業等の内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業に該当しないこと。
- (4) 補助の対象となる店舗等を開業してから5年以上経過していること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象とする経費は、中心区域における店舗等の新築、増築、改築、改装、買取り、移転改装又はそれらに伴い取得する什器備品等の取得に要する費用（以下「設備費用」という。）とし、事業主体別の補助率等は次の表のとおりとする。ただし、空き店舗等を利用した移転改装については、入善町起業チャレンジ応援事業補助金の交付を受けた者を除く。

事業主体	補助率	限度額	条件
事業者	設備費用の3分の1以内	100万円	設備費用が100万円を超えること。
後継者	設備費用の2分の1以内	200万円	後継者にあつては、事業承継後1年以内の者で、以下の条件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入善町商工会で事業承継の経営指導を受けている者</li> <li>・自ら事業又は営業等に携わる者</li> <li>・年齢が60歳以下の者</li> </ul> 事業主体が行う同一業種かつ同一店舗等に対する補助金の交付は1回に限る。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、入善町商工会において事前審査を受け、かつ、入善町商工会長の推薦を得て、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 入善町元気な商店街再生事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 補助金返還についての誓約書（様式第1-2号）

(5) その他町長が補助金の交付に必要と認める書類  
(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、入善町元気な商店街再生事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により前条の申請をした者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付を適当と認めないときは、理由を付して、その旨を前条の申請をした者に通知する。

(実績報告書)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「通知を受けた者」という。)が、事業を完了したときは、速やかに入善町元気な商店街再生事業補助金実績報告書(様式第3号)に、必要書類を添付して町長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第8条 通知を受けた者は、事業及び収支に関する事項を明確にした書類及び帳簿を整備し、補助金交付後5年間は保管するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付を受けている者が第3条の規定による補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (2) 偽り、その他不正手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態にあると認められるとき。
- (4) 補助金の交付を受けた日から起算して2年を経過する日までに廃業したとき。
- (5) 前条の規定により報告された収益状況が、交付申請時の計画から著しく悪化するなど、補助事業の成果が認められないと判断されたとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

大分類
I－卸売業、小売業（ただし、中分類61－無店舗小売業を除く）
L－学術研究、専門・技術サービス業（ただし、中分類71－学術・開発研究機関を除く）
M－宿泊業、飲食サービス業
N－生活関連サービス業、娯楽業（ただし、中分類80－娯楽業を除く）